

## 撰関・院政期における天台宗山門派の熾盛光法

袁 也

### はじめに

熾盛光法とは、天台宗比叡山延暦寺派（山門派）の四箇大法（熾盛光法、七仏薬師法、普賢延命法、安鎮法）という秘密修法システムに数えられる護国修法であり、特に天変消除の面で優れた効験があるものと認識されている。<sup>(2)</sup> この修法は古代・中世を通じて王権の要請によって屢々修され、特に天文異変の発生に際して修される事例が史料上に目立つ。

前近代における天文は、天空に起きる様々な現象と国家が向かい合う占星術であると定義され、日本では天文の観測技術は天文道といい、陰陽寮に天文博士と天文生を配置し、陰陽道と密教は天変が予兆として示した社会秩序の混乱を修復するための呪術を行った。<sup>(3)</sup> 永井晋氏は、日蝕・月蝕・彗星などの天変は、その原因の科学的説明がなかった古代国家では人知を超えた所為と認識され、宗教などの問題を派生させ、

王権がどのような対策を取るかは為政者の支配に関わる問題でもあり、よって天変消除は宗教と政治の両面にわたって王権と不可分な関係をよする、とする。<sup>(4)</sup>

さらに、山下克明氏は、世俗側の天変に対する従来の宗教的対策は『大般若経』などの護国経典の読誦であるが、平安中期以降、護国仏教においては密教修法が読経法会を超越して主流になり、そのうち天変消除・星厄鎮静化の目的で行われる様々な修法があったとする。<sup>(5)</sup>

管見の限り、熾盛光法はそれらの修法の濫觴といえるものである。それゆえ、平安時代の天文異変と宗教儀礼との関連性を考える上で、熾盛光法そのものを考察することは必要不可欠なものである。

以上の先学の指摘を踏まえ、筆者の問題関心は次の二点である。①撰関期から院政期へ、聖俗両界の紐帯となった修法を考察の切口にして、祈祷体制面から密教寺院と国家・王権との関係を通時代にごう捉えるか、②平安時代において、王権は人知を超えた神秘的な天変に対し、どのような認識を持ち、密教寺院の修法・加持祈祷活動に対して具体

的にいかなる期待を持っていたのか。<sup>(6)</sup>

以上の問題関心を抱きながら、本論文では、撰関期から院政期にかけて熾盛光法を研究対象として取り上げ、かつ青蓮院聖教類史料や『阿婆縛抄』などの修法記録を活用し、これを通時代的に考察することで、古代・中世移行期における、聖俗界の接点である密教祈祷の機能面から、天台密教と王権との関係を明らかにすることを旨とする。

### 一、撰関期における熾盛光法の展開

本章では、撰関期における熾盛光法の展開過程について分析する。かつて速水侑氏は、密教修法の史的展開を分析素材とし、密教と撰関・院政期の政治体制との関係性を概観的に考察するに際して、入唐八家の一人に数えられる円仁による延暦寺の護国修法としての熾盛光法の請来と展開に言及した。<sup>(7)</sup> この一冊は修法の基礎研究を築いた。氏は、熾盛光法の請来には台密修法の独自性を發揮し、律令国家の尊崇を得ようとする目的が含まれると指摘した。<sup>(8)</sup> しかし、後世の熾盛光法の具体的な展開過程を十分に論じてはいない。紙幅の都合により、ここでは撰関期までの熾盛光法の展開過程について十分に検討するのは不可能なので、まずは熾盛光法の撰関期までの史的展開について、先行研究もふまえて俯瞰したいと思う。<sup>(9)</sup>

円仁による熾盛光法の請来と恒例勤修は、文徳朝の初期における、新天皇の即位に伴う王権側の鎮護国家・新天皇護持への強烈な要請に応じ、その注目を積極的に得ようとしたものであったとされている。この時期を境に、王権が台密の興隆策に取り掛かり、熾盛光法の年中行事化はその流れに位置づけられることが妥当であると考えられる。

ただし、九世紀に鎮護国家・新天皇護持を主要な目的として行われた熾盛光法は、十世紀に至って天変消除・星厄鎮静のための護国修法としての性格を徐々に強めた。十世紀以降、天文異変に対する王権の恐怖が高まるとともに、最大の特徴として天変現象の消除・星厄の鎮静化の面に特に優れた効験のあると観念される熾盛光法は、王権側の臨時勤修要請を受けて頻繁に行われ、災厄解決策として採用された。そのうち、特に第十五代天台座主延昌による熾盛光法の臨時勤修が史料上に目立つ。熾盛光法などのような天変消除への修法は、他の目的で行われた修法に比べると、勤修成果を視角的に捉えやすいものである。それゆえ、村上朝の不穏な世情の中で、多様な天文異変の発生に際して、座主延昌はその臨時修法を行うことによつて、その神秘的なカリスマ性を表し、村上天皇から深い信頼をよせられてきたのである。鎌倉時代成立の『二中歴』『名人暦』には、延昌を台密の験者としており、その優れた験力をもつて後世に高く名を残した。<sup>(10)</sup>

さて、本章の問題点に入り、撰関期の勤修事例を分析することにした。

康保四年（九六七）に、冷泉天皇が即位して、関白藤原実頼が内覧と太政大臣に任じられ、政務運営に携わっていた。速水氏が述べるように、同年十二月十七日、冷泉天皇は襲芳舎から麗景殿に遷御するに際し、熾盛光法が鎮宅の修法の一種として修された。『日本紀略』に「又自今日七箇日、於麗景殿修熾盛光法。是今月廿六日、主上可遷御件殿之故也」とある。<sup>(11)</sup> 更に十九日条に、「自今三箇日、於麗景殿転読大般若経、依来廿六日可遷御也」と記載されている。<sup>(12)</sup>

もともと、熾盛光法には鎮宅の効験が示されていないにも関わらず、この異例にも思える熾盛光法が行われるようになったのは、撰関体制

下の護国修法で、鎮宅法が強く求められるようになったためとい<sup>(13)</sup>。  
続いて円融朝に入り、天延元年（九七三）八月三日、遍敷は仁寿殿で  
熾盛光法を修した。『僧綱補任』の裏書に以下の記事がある。

彼遍敷律師行状記云、天延元年八月四日、於仁寿殿、率廿口伴  
僧、奉修熾盛光法、而御修法奉仕之間、靈驗殊顯現。同十三日  
御結願、御加持被物之次、主上勅語云、前々聞食驗徳之内、極  
熱之比、頻奉仕御修法、感応多端。仍雖無其闕、賜權律師法  
橋上人位者（後略）<sup>(14)</sup>。

彰考館本『僧綱補任』によると、遍敷は無動寺を建立した内供奉十  
禪師相應の入室弟子で、延昌の受法弟子とい<sup>(15)</sup>。『門葉記』所収の青  
蓮院門跡系図に、相応―遍敷―喜慶（第十六代天台座主）とある<sup>(16)</sup>。右  
の史料に見えるように、「靈驗殊顯現」といった熾盛光法を得意とし  
た遍敷の呪力が、円融天皇に「感応多端」と褒賞された。このために  
法橋上人の僧位に叙されたとい<sup>(17)</sup>。「靈驗」という表現にも注意すべ  
きである。衣川氏は、撰関期における社会不安の広がりや政争の激化  
に伴い、修法が発展して社会的に確固とした位置を得るに至るとい<sup>(18)</sup>  
速水氏の指摘を認めた上で、寺院社会自体にも修法を発展させた要因  
があったことを指摘し、「修法の結果として験を示すことに成功した  
阿闍梨は、勲賞を受けると同時に「靈驗甚以掲焉」といった評価を得  
ることができたから、密教修法の勤修は僧侶の力を裏付け、以後の栄  
達を保証し」たとする。遍敷の勤修事例から、修法の「靈驗」（呪術  
の力）を認可するという意識が世俗社会に受け入れられていたことが  
端的に示される。それより前の勤修事例を見ると、延昌らの場合につ  
いて、修法が終わって勲賞が行われた事実をみた。彼らと同じく、遍  
敷の昇進理由とその修法の法験も直接的に繋がっていたのである。実

際には院政期以降、大法の結願の後、大阿闍梨に対する勲賞が行われ  
ることが一般化し、修法と勲賞は後世の王法と仏法との関係の中で、  
結び付けられていたことは十世紀によく見られるのである。

一方、十世紀後半には熾盛光法が撰関のために修された事例も見ら  
れる。『天台座主記』「良源」項に、貞元二年（九七七）十月、座主良  
源は関白藤原兼通の重病のために臨時に熾盛光法を修し、途中で兼通  
が回復したため、修法の賞として良源が権僧正に転じ、さらに伴僧の  
うち阿闍梨二人が権律師に昇進したことを詳細に記載している<sup>(21)</sup>。良源  
は撰関家を後援として叡山中興を遂げ、特に九条殿藤原師輔と密接な  
檀越関係を結んで深い帰依を得ており、師輔は十男を良源の門下とし  
て出家させた。すなわち後の第十九世天台座主尋禪である。これが  
きっかけとなって比叡山門閥化を招いたのである<sup>(22)</sup>。この勤修は天皇以  
外の者のために熾盛光法を修した史料上の初見事例として、特に注目  
すべきであろう。撰関政治を背景に、王権の枠組に位置づけられる関  
白の身体護持は、当該期の政治秩序の安定を維持する上で重要な課題  
であっただろう。それゆえに、密教修法による病氣治療の効験が最高  
の権力者より期待されていたのである。同時に、良源に病氣平癒のため  
の熾盛光法勤修を依頼したことから、良源と撰関家との密接な関係  
の一端も窺われよう。

永延二年（九八八）八月に、尋禪は天変消除のために惣持院で熾盛  
光法を修した。『小右記』永延二年八月七日の記事から詳しい経緯が  
知られる。

（前略）從撰政殿有喚。即馳參。被仰云、去五日夜、熒惑星  
犯軒轅女主。天子皇后共慎御者。於天台惣持院、可修熾  
盛光御修法之由、仰遣座主尋禪者（勘文云、十二日二十七日

(24)者。

摂政殿とは藤原兼家のことである。軒轅は中国上古伝説中の帝王である黄帝の異称であり、兵乱や疫病などの凶兆とされる熒惑星が軒轅、女主両星を侵犯すること自体は天皇側の大凶と認識されたことが明らかになる。『小右記』の記事によると、この異常な凶兆により、一条天皇と円融中宮藤原遵子が共に重い物忌に入り、さらに安倍晴明が熒惑星供を行い、対応策とした。その後、尋禪は永祚元年（九八九）正月二十五日に、「奉<sub>レ</sub>為公家」の目的で内裏にて修した。『小右記』同月十八日条に、実資は摂政藤原兼家に呼ばれたので、兼家の邸宅へ向かい、兼家は、二十五日から禁中にて尋禪に一条天皇のために修法を行うよう、実資に伝えたことが記されている。(25)速水氏は「こうした摂関家を背景とする尋禪の熾盛光法の修法は、表面は玉体安穩を祈念するとはいえ、実体において摂家体制の擁護祈念に他ならなかったであろう」と述べているが、ここで勤修の意義を捉える上で見逃すことできないのは、兼家は一条天皇と濃厚な血縁関係を有する外祖父で、清和朝の藤原良房以来、百三十年ぶりの外祖父摂政であったことである。この時点で一条天皇は十歳未満の幼帝である。国政は、天皇の父院の円融院と摂政兼家とが共に担当し、両者のミウチ関係の構築により国政を円滑に運営していた。(27)それを踏まえて考えると、兼家の修法要請の真意は、幼帝一条天皇と摂関政治体制の護持にあるであろう。こうしたことから、当時の修法の政治性と世俗性が窺われる。

十一世紀の半ば、後朱雀朝においては興味深い事例がある。長久元年（一〇四〇）正月十九日に、藤原資房は日記『春記』に、前日より良円僧都をもって延暦寺で熾盛光法を修し、藏人藤原公基は、後朱雀天皇の御衣を持ち比叡山に登ったと記した。(28)これは熾盛光法の勤修に

際して天皇の身代である御衣の加持を行ったことの初見である。熾盛光法が御衣加持法として行われたことは、その機能の一つが天皇の玉体安穩であることを明確に示していると思われる。さらに、青蓮院吉水藏聖教を見る限りでは、中世以降、京都の三条白川房の熾盛光堂で行われる「大熾盛光法」の勤修に際して、道場図では御衣加持と仏舍利が一緒に存在することが確認される。(29)この点については別稿で改めて論じたい。

## 本章のむすび

十世紀以降、王権による天変への恐怖が漸次高まるとともに、最大の特徴として天変現象の消除・星厄の鎮静化の面に特に優れた効験のあるとされる熾盛光法は、重要な護国修法として朝廷側と寺院側双方において位置づけられた。天台宗においては熾盛光法を「天変御厄等之時被<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之、凡鎮護国家第一種秘法也。当流独<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之。他流曾不<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>之」と讚え、(30)天変消除の臨時修法として主流を占めた。一方摂関期に入ると、天皇の玉体安穩・護持や、摂関の守護の機能などが新たに付与されるようになる。さらに、この時期から、修法の大阿闍梨を務める僧侶は、その法験の資質をもって勳賞を得ることができた。院政期に成立したとされる大法の勤修において、結願日に勳賞が行われることは十世紀以降よく見られるようになる。

## 二 院政期における熾盛光法

十一世紀から十二世紀に至るまでの院政期は修法の爛熟期であり、

政治構造の変化に伴い、この時期の修法の中心は、かつての天皇・摂関家から院に移り、同時に護国修法の内容も変化を遂げてきたとされている。<sup>(31)</sup>では、こうした状況の中で、熾盛光法はどのように変化して、前代に見えない新たな内容と意味合いを表してきたのであろうか。

速水氏は、院政期の熾盛光法については「政変や内乱などの社会不安を時代背景に、院政期の天変が従来になく多様化を示すとともに、その臨時修法としての面が生かされて、院政期の護国修法の主流を占めた」と積極的に評価した。<sup>(32)</sup>本章では、速水氏の見解に基づきながら、院政期の激動する政治的・社会的情勢との関わりの中で、その具体的な意味合いと歴史的特質を捉える。

## (二) 天変災厄消除以外の目的での勤修事例

まず、天変災厄の鎮静化以外の目的で行われた勤修事例を分析する。白河朝の承暦四年（一〇八〇）七月、関白藤原師実の御惱のため、長宴は定林房で十二日より七日間にわたって熾盛光法を勤修した。<sup>(33)</sup>「定林房」という勤修場所は、大原北谷にある長宴の房である。<sup>(34)</sup>藤原師実と長宴との関係性は史料上からは判然としないが、摂関期に入り天皇だけでなく王権の構成員としての摂関のために行われた修法が、院政期において引き続き摂関のために修されたことが確認できる。白河天皇と密接に結び付いた朝臣の筆頭である師実のために修法を行うことで、台密が王権護持の役割を果たしていたのである。

堀河朝の寛治六年（一〇九二）十月二十四日、師実は僧正仁覚に、摂関家の邸宅である高陽院にて熾盛光法を修させた。<sup>(35)</sup>仁覚は土御門右大臣源師房の第三子でいわゆる村上源氏出身の貴種僧で、母が藤原道長の娘で、摂関家と密接な血縁関係があり、寛治七年（一〇九三）に

第三十七代天台座主に補された。<sup>(36)</sup> 康和四年（一一〇二）三月二十八日に仁覚が、村上源氏の本邸である土御門殿で示寂したときに、藤原宗忠が「補天台座主二十年、于今伝真言道、殊有身験。而忽被赴他界、誠是哀哉」と嘆いたことに示されるように、貴族社会から高い評価を得ていた天台系貴種僧である。<sup>(38)</sup> 右の事例から、護国修法としての熾盛光法が、一方で王権の構成員である摂関の息災増益法の性格を有したことは、院政期に入っても継続していたと見られる。

しかも、この時期に王権の基本構造の変化に伴って、勤修の願主は多様化している。以下、摂関以外の願主として幾つかの事例を掲げる。康和二年（一一〇〇）正月十八日に堀河天皇の中宮篤子内親王が、「中宮御祈」の目的で天台座主仁覚に延暦寺で熾盛光法を勤修させた。<sup>(39)</sup> また、崇徳朝の天承二年（一一三二）三月二十日、鳥羽院皇后で、當時の宮廷社会において大きな影響力を有した待賢門院藤原彰子が「息災延寿、除障怖畏」のために、第四十六代天台座主忠尋に三条東殿西対で熾盛光法を勤修させた。<sup>(40)</sup> こうした事例から、修法には、中宮・女院たちからも息災安寧の大きな効験への期待が寄せられていたことが知られる。王権の構成員である中宮・女院たちの安寧祈願などの多様な目的で修法が行われたのである。なお、当該期において熾盛光法以外の護国修法も女院のためによく行われていたことから院政期における女院の特質をうかがい知ることができる。天皇の場合、永久四年（一一一六）四月に第四十二代天台座主仁豪が「奉為聖主」に修

し、近衛朝の仁平二年（一一五二）二月に第四十八代天台座主で青蓮院初代門主である行玄が公家の御祈で修した事例も見られる。<sup>(41)</sup> つまり、修法の爛熟期である院政期には、世俗権力の多様な願望に応じて延暦寺のような寺院権門が祈禱を日常的に行い、仏法の効験によって中世

王権が確実に支えられており、かつ、貴種僧たる天台座主が媒介となり、両者の関係がさらに深化していたことが看取されよう。<sup>(43)</sup>

## (二) 天変災厄消除の目的での勤修事例

一方、熾盛光法の本来の機能である天変災異消除のための勤修も続いている。以下では便宜上、この時期における多様化した天変を分類して勤修の在り方と意義について具体的に分析する。

### ①月蝕

まずは月蝕の関連記事を検討していく。日蝕・月蝕は陰陽の調和が崩れた時に起こるとされた現象で特に重い意味を持つ天変であり、日蝕は陰が陽に侵食した現象で、天皇を象徴する星が欠けたり消えたりすることは天皇に対して大きな災厄が起こることを示唆し、一方で月蝕は皇后もしくは臣下の者に関わるとされている。<sup>(44)</sup>

しかし、現実的には必ずしもそうではなかったようで、月蝕は天皇あるいは院と結び付いたものと観念された場合もある。以下、いくつかの事例を掲げる。

鳥羽朝の永久二年(一一一四)正月十四日、翌日の月蝕のため、第四十二代天台座主仁豪が熾盛光法を修した。<sup>(45)</sup> 真言密教の事相書物『覚禪抄』の関連記事から、同時に東密の僧侶寛助が里内裏大炊殿で昼間に後七日御修法の次第の一環として香水加持を行ったことがわかる。<sup>(46)</sup>

また、僧侶三十人が同じく月蝕のために『大般若経』を誦誦した。<sup>(47)</sup> さらに『中右記』同日条に、

入<sub>レ</sub>夜雨止。月蝕頗雖<sub>レ</sub>見、雲葉速遮、強不<sub>三</sub>正現也。臨<sub>三</sub>亥剋<sub>二</sub>天已晴、定知<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>皆既蝕<sub>二</sub>。上皇今年御年六十二、御当年星也。而雲

膚重遮、月蝕不<sub>レ</sub>見、兼御祈之所<sub>レ</sub>致也。

<sup>(48)</sup>とある。すなわち、六十二歳の白河法皇の御当年属星(九曜の一つであり、行年曜)が月であるから、今回の月蝕に対して法皇側が特に慎むべきであることを述べている。そのため、寛助による加持祈祷・仁豪による熾盛光法の勤修や『大般若経』の誦誦が共に臨時に行われたのである。これらの月蝕御祈の効験が現れたからこそ、月蝕が曇で遮られた、と宗忠は書き残したのである。

湯浅吉美氏は、『吾妻鏡』と九条兼実の日記『玉葉』に見える月蝕の関連記事を検討した。氏は月蝕そのものの影響は、おもに個人的なレベルに止まり、政権に関わるようなものではないとする。<sup>(49)</sup> 右の事例を一見すれば、確かに湯浅氏の指摘は妥当性があるが、さらに詳しくみてみたい。

まず修法を行った仁豪についてみていく。『天台座主記』によると、仁豪は第三十二代天台座主で梨本僧正と呼ばれる明快の入室弟子で、内大臣藤原能長の息子であり、門流は梨本に属し、号は南勝房という。<sup>(50)</sup> 東山御文庫所蔵『梶井殿系図』(勅封四十九)に、仁覚―仁豪―仁尋という相承関係が掲げられ、梨本一流の正統に位置づけられたことに注目すべきである。<sup>(51)</sup> 実際に仁覚・仁豪・仁尋三人の勤修事例が史料上に確認でき、しかも、この時期には熾盛光法が天台座主により勤修されるものという認識が見られ、前代に見られるような座主以外の者が勤修の大阿闍梨を務めたことを示す史料が徐々に確認できなくなる。たとえば、康和四年(一一二二)十月二十日の夜に権少僧都賢暹が仁寿殿で修し始め、「熾盛光法日記集」に、熾盛光法は天台座主により勤修されるはずのものであるが、座主慶朝が顕宗学徒であるために、そのかわりに賢暹が修したのであると記されている。<sup>(52)</sup> 賢暹について、

これより前の嘉承元年（一一〇二）五月に賢暹が最勝講の講師をつとめた時に、「近日依熾盛光御修法、候仁寿殿之間、兼証義者、顯密二度面目之致歟」と藤原宗忠が述べるように、修法だけでなく円教にも通じている人物だと評価されている。<sup>(54)</sup>この事例について、衣川氏は当初から座主勤修原則は実効性を持ち得ず、熾盛光法勤修の具体的な作法や知識が座主に付属するかたちで代々の座主にのみ相承されたのではなく、密教上の師弟関係に沿って伝わったと指摘した。<sup>(55)</sup>では、この時期に、座主勤修原則が成立したことは、何をもたらしたのだろうか。下坂守氏は、延暦寺の門跡寺院を分析素材として中世の門跡寺院の機能を検討しており、「門跡の宗教活動で最も重要なものの一つに、門主を阿闍梨として執行された各種の修法がある」と述べた。<sup>(56)</sup>十二世紀初頭は門跡の成立期であり、仁豪等のような特定の門流に属する天台座主が、天皇・上皇らからの修法依頼を受けて大法勤修を行った。この勤修では、自分の門流の弟子を伴僧として奉仕することで、勸賞を受けることが容易となる。そして、弟子の地位向上や、座主の門流の勢力拡大につながるものと推定する。そして、勤修の大阿闍梨は座主のみに限定されたという認識の成立は、熾盛光法の発展における一つの転換期として捉えるべきであり、重大な意味を持っていたといえるのではないか。また、院政期以降、護持僧には、天台座主や東寺長者らのような密教界の高僧が任じるようになったことは、修法を行う僧侶の上位身分が重要となることを示し、座主勤修原則の成立を裏付けるものといえよう。

賢暹の修法の話にもどる。十一月十一日の結願日までに、二十一日間にわたって御衣加持が行われた。祭文の内容から、勤修の理由は「大日本国皇帝」による天変消除であるとされ、<sup>(57)</sup>天変と国家支配との

関係性が示されているのである。

鳥羽朝の天永二年（一一一一）九月九日夜に、里内裏土御門第の南方から鳥の鳴き声があるため、人々がこれは驚怪が鳴いたかと疑っている。<sup>(58)</sup>そのため、白河法皇に奏し、翌日には法皇の政治的・宗教的拠点たる院御所で陰陽師が怪異について御占を行った。<sup>(60)</sup>しかも、怪異の出現だけでなく、同月十四日に月蝕が予測されたために、十三日に台密側より文殊八字法が行われ、当日は御前で大般若経が誦誦された。<sup>(62)</sup>僅か一か月の間に天変と怪異に直面し、結局二十二日より内裏にて三週間にわたって熾盛光法が修された。史料上には大阿闍梨の名前が記載されていないが、右の内容を踏まえれば天台座主仁豪が務めたかと思定される。

『江都督納言願文集』に、この頃に大江匡房が撰した熾盛光法御斎文がある。ここで一部を引用し検討していこう（傍線は筆者による）。

朕、康和五年癸未、受天地之大宝、嘉承二年丁亥、踐聖人之宸位。春秋猶富、叡哲既少。而、今年辛卯、世多災孽。九月建戌、  
変見乾坤。夢草不閑、意樹屢驚。孟冬之候、殊畏厄会。慎日之慮、恐在夢寐。政令不<sub>レ</sub>出、己、彼蒼之責何在、賞罰猶未自、

上玄之咎未由。夫、<sub>レ</sub>転禍為<sub>レ</sub>福、熾盛光之本誓。息災延命、曼荼羅之弘願。譬之二龍、能断<sub>レ</sub>災禍之源。（中略）是以排壇場於禁中、整威儀於省内。始自今日壬午吉曜良辰、七箇日二十一時、  
供養恭敬、尊重讚歎。伏願、大曼荼羅諸尊聖衆、施大慈大悲大喜大捨之徳、分無漏無為無限無窮之化。応来之災祥、退百万

里之外。応至之咎徴、拂十二楼之朝。風水雨露之驚不聞、涼熱寒暑之变悉休（中略）。致聖体於億歳、伝宝歴於万期。一天龍日、三秋有年。瘴煙永断、逆浪無起。子路子都之輩、皆帰王

化<sup>64</sup>。天上天下之尊、併護<sup>64</sup>帝國。乃至法界平等利益。敬白。

天永二年九月廿二日

祭文とは、「文字通り神を祭る文書であって、主として禍難災厄を除き、幸福を将来することを目的としたもの」と定義されるものである。<sup>65</sup>この祭文の冒頭に、「朕」とあり、幼帝鳥羽天皇の立場で記されているので、文書様式は綸旨となっている。<sup>66</sup>最初は鳥羽天皇の立太子年（康和五年）と踐祚年（嘉承二年）のことを述べる。続いて、この年に災厄が多く見えたこと、九月に怪異と月蝕があったことに加え、傍線部分「政令不出<sup>67</sup>己、彼蒼之責何在。賞罰猶未自、上塵之咎未由」に見られるように、天変と国家の政治支配との関係性を示す天人相関説などのイデオロギー的内容が述べられる。そして、これらの災厄消除の目的で「息災延命」と「転禍為福」という優れた効験のある熾盛光法を壬午日（九月二十二日）より内裏で修させ、その絶大な効験と功德を懇切丁寧に求めることで、災厄鎮静化と国家安寧・支配秩序安定を祈念している。すなわち、災厄の政治性を示す、王権の支配イデオロギーの政治的な色が濃厚な内容の祭文であると言える。しかも、幼帝鳥羽の安寧のために、祖父白河院が主導したのである。

下村周太郎氏は、国家イデオロギーとしての天人相関説が中世前期を通じて存続した事実を確認した上で、天変を「中国由来のイデオロギーである天人相関説に基づく面が特に強く、ここに東アジアを射程に入れた国家論研究において天人相関説を取り上げる天変という非常に時に注目する積極的意義がある」と述べており、首肯すべき見解である。右の祭文では月蝕もたらす災厄と国家との関連性を説いており、月蝕が国家における重大な事件であるとの認識が示されており、先に引用した湯浅氏の結論は必ずしも当てはまるとは思われない。

## ② 日蝕

次に日蝕について、『中右記』嘉保元年（一〇九四）三月一日条に一つの興味深い事例がみえている。ここで原文を引用して検討を加えていく。

早旦出<sup>68</sup>河原謝<sup>68</sup>北辰。其後馳<sup>68</sup>参内、是午時依<sup>68</sup>可有<sup>68</sup>日蝕<sup>68</sup>也。右大将、新大納言、治部卿、頭弁以下殿上人<sup>68</sup>濟々<sup>68</sup>参集。主上御<sup>68</sup>夜大殿。朝干飯方下<sup>68</sup>格子、依<sup>68</sup>殿下仰、下<sup>68</sup>昼御座御簾。兼不<sup>68</sup>下、藏人失<sup>68</sup>歟。午刻推遷漸及<sup>68</sup>申二点、初蝕<sup>68</sup>十一分者。烏輪已虧、清光頗欠。及<sup>68</sup>酉三点、漸復<sup>68</sup>本体。太陽所<sup>68</sup>殘如<sup>68</sup>初三月。抑司天台所<sup>68</sup>奏已如<sup>68</sup>指掌。是雖<sup>68</sup>末代、曆数<sup>68</sup>顯然也。但<sup>68</sup>至<sup>68</sup>刻限、頗有<sup>68</sup>相違。今日止<sup>68</sup>警蹕<sup>68</sup>音奏等。從<sup>68</sup>昨日<sup>68</sup>山座主奉<sup>68</sup>仕熾盛光御修法、是依<sup>68</sup>日蝕御祈<sup>68</sup>也。<sup>69</sup>

この記事の関連史料として、『中右記』同月九日条に、  
今夕為<sup>70</sup>休息、行<sup>70</sup>向慶増律師房。密語云、去<sup>70</sup>一日々蝕、是天下有<sup>70</sup>謀反者歟。又有<sup>70</sup>欲<sup>70</sup>盜<sup>70</sup>皇后位<sup>70</sup>者歟。近則三月、遠又三年者。件人知<sup>70</sup>天文、極<sup>70</sup>陰陽、長<sup>70</sup>止觀、覺<sup>70</sup>宿曜<sup>70</sup>者也。<sup>70</sup>

とあり、また二十一日条に、  
山座主率<sup>71</sup>伴侶廿口、参<sup>71</sup>御前有<sup>71</sup>御修法結願<sup>71</sup>（熾盛光法云々）。<sup>71</sup>  
と記されている。

日蝕は三月一日の午後三時三十分に発生し、午後六時に及んで段々復してきた。「司天台」とは陰陽寮の唐名であり、元々、陰陽寮より奏上された日蝕開始の時点は午時だったのであるが、これより遅くなった。同日に警蹕などが停止され、前日より天台座主仁覚が伴僧二十人を引率して熾盛光法を修し、日蝕に対する祈禳とした。二十一日



の結願まで、総計二十一日間ほどにわたって行われた。さらに、清涼殿の昼御座の御簾と朝餉間の格子が下ろされるはずだったが、蔵人の過失によりこれらが下ろされなかった。この記述から、日蝕の発生に際し、この光が不祥なものとされているから、堀河天皇を光から遮断し、特に慎重にすべきであるという貴族社会の日蝕観念の一端が窺える。これについて、黒田日出男氏は、天皇の身体を日月蝕の妖光から遮断してその清浄性を保持する理由が、王の身体の安穩が日本の自然と秩序の維持と結びついていると観念されたためであることを明らかにしている。<sup>(72)</sup>

続いて、同月九日に藤原宗忠が休憩するために、慶増律師の私房に赴いた際に、慶増から予言を受けたとある。宗忠は慶増を高く評価し、暗にこの予言を信頼すべきであると記している。<sup>(73)</sup>興福寺本『僧綱補任』によると、慶増は延暦寺の僧侶であり、その二年前の寛治六年（一〇九二）五月に二会已講の賞として権律師に任じたといふ。<sup>(74)</sup>『中歴』の十三「能歴」項に、慶増は宿曜師とある。当時の記録に宿曜師と記したものが確認できないが、これは慶増が台密の験者でありながら、宿曜をその一つとして兼ねて修した者であったことによる。<sup>(75)</sup>こうした陰陽宿曜に長じた僧侶が説いた天変災異の予言は、院政期の貴族たちにますます熾盛光法への帰依の念を深めさせたといふ。<sup>(76)</sup>

慶増と藤原宗忠との個人的な関係は具体的に確認できないが、「是天下有謀反者」歟、又有「欲」盗皇后位者歟」という予言は、非常に政治的性格の強い内容であり、恐らく初期白河院政期の複雑な政治情勢を目にした貴族層の精神的動向と合致するものであろうから、老練な政治家である藤原宗忠は日記に詳しく記したかと思われる。ここで「皇后」とみえるのは、前年に堀河天皇の中宮に冊立された篤子内親

王のことである。<sup>(77)</sup>篤子は寛治五年（一〇九一）十月に堀河天皇に入内し、同七年（一〇九三）二月に中宮に冊立された。<sup>(78)</sup>

篤子の入内・立后の背景について検討した栗山圭子氏によると、篤子が入内した寛治五年には、白河の異母弟輔仁親王がなお健在であったために、後三条の後継者としての即位の可能性があり、もし輔仁親王の即位が実現すると、関白藤原師実が天皇との外戚関係を失う状況にあった。そこで、白河と師実とは利害の一致から連携して、白河王家と摂関家の安定性を確保し両者の関係を強化するために、篤子を摂関家養女にして入内・立后させたといふ。<sup>(80)</sup>しかし、朝廷内部においては輔仁親王の皇位継承への期待がある。<sup>(81)</sup>慶増の予言がある程度当該期の政治情勢と一致していたため、宗忠がその予言を信頼すべきと暗示したのであろうか。

承徳二年（一〇九八）九月二十八日、堀河天皇が内裏の熾盛光法御修法壇所に出御した。藤原宗忠が日記に「件法依「天変」所「被」修也」と記している。<sup>(82)</sup>勤修の開始時点と天変が確認できないが、護国修法としての熾盛光法の主な役割は依然として天変消除にあると貴族達が認識・評価していたことがわかる。ただし、当該期の天変の種類は多様になり、しかも政治的な意味合いが強くなっている。

日蝕のもう一つの興味深い実例として、嘉承二年（一一〇六）十一月一日の事例がある。朔旦冬至日に先例のない日蝕が発生すると天文密奏があり、『中右記』同年閏十月十七日条の裏書引用の『金海九宮編』に、「十一月朔冬至、日月並蝕、王者出奔」と説いている。<sup>(83)</sup>一週間後の二十四日に、大外記中原師遠が藤原宗忠の邸宅に来て、この日蝕について以下のように詳しく話し合ってきた。

廿四日、大外記師遠來談云、冬至之日蝕、主上御慎之由見「易緯

第四。又朔旦冬至之日蝕、人主出奔之文、見金海廿三。凡十一月朔日蝕甚不快事云々。又密語云、去七月大事之後、天変不<sub>レ</sub>止、已及<sub>二</sub>廿度許<sub>一</sub>。度々進<sub>二</sub>密奏<sub>一</sub>。<sup>(84)</sup>

ここでいう「大事」というのは同年七月の堀河天皇の急逝のことを指している。その後、皇子である宗仁親王が五歳で即位し鳥羽天皇となり、その祖父である白河法皇が政治実権を握って本格的な院政を開始した。さて、右の記事によると、冬至に日蝕が重なるため天皇は御慎をすべきだということ、また朔旦冬至の日蝕は、「人主出奔」であるということ、師遠が陰陽道に関わる本から述べ、不吉であるとしている。しかも七月から十月まで、天変が絶えることがなく、すでに二十回ほど発生したという記述から、貴族側の恐怖の大きさが窺える。

又語云々、天文博士宗明、近日老人星見之由申云々。此事不<sub>レ</sub>心得。一件星ハ常在<sub>二</sub>南方<sub>一</sub>。而登<sub>レ</sub>天高見、以此為<sub>二</sub>祥瑞<sub>一</sub>。近日只在<sub>二</sub>本南極<sub>一</sub>。仍不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>祥瑞也。<sup>(85)</sup>

右は南極老人星はいつも祥瑞とされるものであるが、今回は祥瑞として捉えられないという記事である。以上の記述から、今回の日蝕は、政治的不安の兆し、とされた。

『阿婆縛抄』『熾盛光法日記集』に、この年に若い鳥羽天皇の御当年属星が日曜であるから、今回の日蝕に対して重い御慎があるべきと<sup>(86)</sup>すなわち朔旦冬至の日蝕、鳥羽の属星と日蝕との関係とが重なるという、非常に深刻な天変と認識されていることがわかる。更に、白河院から院宣が下され、天台座主仁源に熾盛光法を修させようとした。仁源は院の要請を承り「熾盛光法我山最極秘法也。以<sub>二</sub>不肖之身<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>參修<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、始以承<sub>レ</sub>之。且為<sub>二</sub>面目<sub>一</sub>、且其憚哉。而今日若無<sub>二</sub>其威験者<sub>一</sub>、永以可<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>之由」と述べ、山門派の秘法体系における熾盛光法

の最高の位置付けを力説したとともに、今回は必ずその日蝕御祈の効験を表そうと嚴重に約束した。

衣川氏が指摘したように、院政期に登場した大法・秘法は僧侶個人の資質に依拠した法験示現の仕組みから脱却し、修法自体に重心を置くことで法験が保証されるものであり、「知法之輩」が「大法秘法」を「如法如説」に行えば必ず「効験」があるとされ、その成功例を再生できる能力の具備をアピールすることで修法と門流が関係づけられた。<sup>(89)</sup>この現象に類似したものとして先の史料で見えるように、仁源は「我山最極秘法也」と強調することによって、王権側からの祈禱の効験に対する切実な希求に応じて山門大法の実体的な呪力を権力側すなわち白河院に主張した。

実際、十一月一日になると日蝕は現れなかった。<sup>(90)</sup>世俗側からみると、この日に日蝕の現れなかったことは修法の不思議な力によるものと認識された。「熾盛光法日記集」の続きの記事によると、「大和尚修<sub>二</sub>日中時<sub>一</sub>、助修諸共祈念。黒雲俄聳掩<sub>二</sub>王城<sub>一</sub>、終日不<sub>レ</sub>晴、無<sub>二</sub>風雨<sub>一</sub>。仏法大靈験、不可思議者歟。王臣黎民随喜感歎」という。<sup>(91)</sup>貴族側の認識として、藤原宗忠が「今無<sub>二</sub>正現<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>天下大慶<sub>一</sub>歟」と述べ、日蝕の凶兆が現れなかったから、国家の幸事だとされている。関白藤原忠実も日記「殿曆」の当日条で「今日不<sub>二</sub>正見<sub>一</sub>、是不思議事也。凡朔旦日蝕、唐並日本所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>見。仍蝕不<sub>二</sub>正見<sub>一</sub>歟。天下大慶無<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>斯、依<sub>二</sub>御祈<sub>一</sub>歟」と修法の効験に感歎する様子を見せている。<sup>(92)</sup>

その効験が大きかったことから、翌日に白河院の近臣である右中弁藤原頭隆から仁源宛ての書状が届けられ、「天台秘法効験猶新。踐祚之始、又可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>。靈験炳焉之条、誠難<sub>レ</sub>尽<sub>二</sub>筆端<sub>一</sub>也」と高く評価している。<sup>(94)</sup>つまり、今回の修法の靈験は書き尽くすことができない

ほど讃えており、院の熾盛光法への帰依の深さが知られよう。熾盛光法の天変消除・天皇守護の役割が白河院から極めて重視されたことは自然といえ、呪術の実効性を以って幼帝を星厄から護持したこと、修法の政治的価値が確実に表れているのである。

このような修法の目的は、勤修の表白文からよく窺える。『阿婆縛抄』「熾盛光」の「巻教事」項目では、熾盛光法の表白文を掲げ、文中に「金輪聖王玉体安穩、天変消除、御願円満之由如件、仍行事謹奏」との内容が見える。<sup>(95)</sup> それでは、このような表白はいつ成立したのか。金輪聖王とは、大乘仏教において世界を支配する理想的な国王である転輪聖王の一人であり、仏教国では支配者を褒美する用語として使用される。かつて斎木涼子氏は、十一・十二世紀の天皇と真言密教の後七日御修法との関係を論じるに際し、日本では十世紀以前は「金輪聖王」という用語はあまり使用されていないが、十一世紀から十二世紀にかけて、天皇を金輪聖王と称する例が増加したことを明らかにした。<sup>(96)</sup> 後七日御修法は当初、顕教の護国法会御齋会と対となる「国家平安」「五穀成熟」を目的とした護国法会として成立したが、十一世紀以降の表白文などでは「金輪聖王」の「玉体安穩」という目的が記されるようになり、それが最も重要な目的へと変化していくという。<sup>(97)</sup> 金輪聖王を称したのは、古代・中世移行期における天皇の宗教的權威の形成につながる動きとされている。

以上を踏まえると、天変消除に加えて、「金輪聖王」の玉体安穩は、中世前期には熾盛光法勤修の目的と役割とされていたことが確実であり、当該期の天皇像の変化が熾盛光法の役割の変遷に反映されていることがわかる。

### ③ 彗星

日蝕と月蝕のほか、彗星の出現も史料上によく現れる天変である。鳥羽朝の天永元年（一一一〇）五月二十八日に彗星が出現したため、法皇が前天台座主賢暹に熾盛光法を修させたことが『殿曆』に見え、<sup>(98)</sup> そのほか、近衛朝の天養二年（一一四五）から久安二年（一一四六）にかけて、彗星のために天台座主であり青蓮院門主行玄が修した事例がある。<sup>(99)</sup> 下坂氏が指摘したように、修法などの宗教的活動は、門跡の朝廷に対する主な奉仕内容である。後に熾盛光法が青蓮院門跡によって独占され勤修されるようになるが、朝廷が青蓮院門主を動員してその勤修を行わせた歴史を遡ると、行玄の時期から始められてきたことが判明する。久安六年（一一五〇）に行玄坊は皇后美福門院の祈願所とされ、仁平二年（一一五二）二月十六日に行玄は公家御祈のために熾盛光法を修した。『天台座主記』によれば行玄は修法奉仕により、しばしば勸賞をうけ、王権と緊密な関係を築いた。

### 本章のむすび

院政期に入り、王権の構造が変化するにともない、熾盛光法の勤修の目的と願主も多様になっていくことと、天文異変の政治的意味合いが極めて強まったことに伴い、修法の政治的価値がよく現れるようになったことを明らかにした。まず、その勤修の目的から、主に①熾盛光法の特徴としての多様な天変（日蝕・月蝕、彗星など）消除・星厄鎮静化の目的と、②天変以外の目的、いわゆる天皇・中宮・女院・摂関の御祈・御悩の二つに分けられる。次に、院政期の願主は王権構

造の変容にともない変化しており、摂関期に見られたような天皇・摂関のみならず、院・中宮・女院も要請者になる。

また、天台座主勤修原則がこの時期に成立してきた。座主のみが世俗権力側の修法依頼を頻繁に受けて大法を勤修したことは、熾盛光法の発展過程における一つの転換期として捉えられる。しかも、勤修の道場はほぼ内裏あるいは院御所である。道場と天皇・院との空間的距離が近くなり、頻繁に勤修が開催されたことにより、王権から仏法に対する深い帰依が表されていた。熾盛光法を手掛かりにして、院政期の大法全般の歴史的特質が窺われるのである。

## おわりに

本論文では、摂関・院政期における天台宗山門派の熾盛光法という護国修法を研究対象として取り上げ、これを通時代的に考察することで、天変消除を主な目的とする密教の加持祈祷の機能面から、古代・中世移行期における天台密教と王権との関係を明らかにすることを目的とした。これによって明らかになった事柄は、以下の通りである。

十世紀に天文異変への密教修法の主流を占めた熾盛光法は摂関期に入り、天皇の玉体安穩や、摂関の守護の機能などが新たに付与されるようになり、続いて院政期に入ると、熾盛光法の願主と勤修目的は多様化する。しかも当該期の政治的情勢とも密接に関わり、天文異変の政治的意味合いが強くなった。勤修目的は、主に①天変消除・星厄鎮静化の目的、②天変以外の目的、すなわち天皇・中宮・女院・摂関の御悩・御祈に分類される。院・中宮・女院も勤修の願主になり、院政期の王権の構造は、全盛期を極めた護国修法としての熾盛光法の変遷

に反映されている。

本稿では、古代中世移行期における天文異変への祈祷体制の全体像には触れなかった。そして、今後の課題として、台密と東密両者による天変消除への大法を軸にして、一貫した視点で王権との繋がりの中でそれぞれの史的特質を見出す。さらに平安時代から鎌倉前期までの天文異変と仏教儀礼（密教修法・顕教法会）・陰陽道儀礼との関わりを取り上げ、通時代的に王権側による天文異変への祈祷体制の全体像を解明することを目指すこととして、ひとまず筆を擱きたい。

## 註

- (1) 山門の「四箇大法」のうち、普賢延命法の勤修は一番遅くに見られるようになる。『阿婆縛抄』（大正新修大藏経刊行会編『大正新修大藏経』図像部第八、九卷、大蔵出版、一九七七年）所収「普賢延命法日記」によると、後三条朝の延久四年（一〇七二）二月九日に宇治殿で開催されたという。これは史料上の普賢延命法の初見事例である。衣川仁氏の「院政期の密教修法と法験」（『中世寺院勢力論―悪僧と大衆の時代』吉川弘文館、二〇〇七年、初出二〇〇四年）は、「密教修法の中に大法・秘法と呼ばれるものが登場するのは、院政期のこととしてよいだろう」と述べている。そして、山門の「四箇大法」は院政期から鎌倉前期までに整備されたものと思われる。

- (2) 『日本国語大辞典』では、熾盛光法について「真言密教で、天変地異その他災厄の時に熾盛光仏頂如来を本尊として、一切の災害・厄難を除き、国家安泰を祈る最勝の修法」と説明しているが、鎌倉末期に亮禪の教えを撰述した真言密教の事相書『白宝口抄』

『大正新修大藏經』（以下、『大正藏』）圖像部所収）に、熾盛光法について「若有公家請者、可讓山門。彼流殊相承修大法。東寺不習此法」と述べ、実際には真言密教界はこれが天台宗山門派専修の大法という認識を持っている。『門葉記』（『大正藏』圖像部所収）卷一五四「勤行法」二では、熾盛光法の勤修目的について「天変御厄等之時被修之、凡鎮護國家第一種秘法也。当流（筆者注：天台宗山門を指す）独勤行之、他流曾不相承之」と説明しており、天文異変の発生に際して、王権の要請を受けて山門による熾盛光法が行われる。

(3) 永井晋「中世前期の天文と国家」、増尾伸一郎ほか編『環境と心性と文化史 上 環境の認識』勉誠出版、二〇〇三年。

(4) 永井注3論文。

(5) 山下克明「密教星辰供の成立と道教」『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年、初出一九八八年。

(6) 撰闋院政期における山門の四箇大法の体系では、他の三つの修法（七仏薬師法、普賢延命法、安鎮法）に比べて熾盛光法が圧倒的に多く勤修されたことが史料上に表れているが、その内実や歴史的過程と位置づけは具体的に不明瞭である。更に、古代・中世への移行期における、世俗社会と寺院社会との紐帯として機能した修法のうち熾盛光法をはじめとする天変・星厄を消除する修法によってもたらされた一連の現世利益は、なぜ特に王権から関心を寄せられたのかについては、より深く考察する必要性がある。近年は聖教史料の開拓によって、中世王権に密着して成長を遂げてきた真言密教に関する研究が盛んになっている一方、古代後期・中世前期の天台密教の研究が十分になされているとは言えない

い。しかし比叡山史を切口にすることで、通時代的に台密と王権との関係といった重要な問題を深く考察することも可能になり、古代・中世前期を通じての変遷過程を見通すことができると思われる。

(7) 速水侑『平安貴族社会と仏教』吉川弘文館、一九七五年。以下、本稿では、速水氏が検討された史料など重複するところがあるが、氏が言及されなかった部分もあるので、改めて検討している。

(8) 速水注7著書、二四頁。

(9) たとえば、山下注5著書。この部分は別稿にて詳細に検討する予定である。

(10) 『二中歴』「名人歴」（前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成』一六、八木書店、一九九八年）。

(11) 『日本紀略』康保四年十二月十七日条。

(12) 『日本紀略』康保四年十二月十九日条。

(13) 速水注7著書、七三頁。

(14) 『僧綱補任裏書』乾、遍敷（『大日本史料』第一編第十四冊、三一八頁）。なお、吉水藏聖教にしかみえない独自の記事であるが、天延年間（九七三〜九七六）における遍敷の勤修事例は七例があるという。ただし、簡略な記事にとどまり、具体的な様相は不明（『青蓮院門跡吉水藏聖教』（東京大学史料編纂所マイクロフィルム所収）第七十箇十七号之二「大熾盛光法降伏護摩次第」（鎌倉中期写）にある「熾盛光法先例」）。

(15) 興福寺本『僧綱補任』には延昌の受法弟子とする記事なし。

(16) 『門葉記』卷一四二「雑決三」所収青蓮院門跡系図。遍敷は喜慶の死後、無動寺寺務を執行する（『門葉記』卷百五三「雑決補

九) 所収「無動寺檢校次第」。

(17) 衣川仁「〔呪術〕性と展開と中世仏教」、注1衣川著書所収、初出二〇〇二年。

(18) 院政期以降、修法の勤修に際して、「仏法之靈驗」などの記述が貴族日記によく散見見える。衣川氏は、これは加持祈祷は人々の願望を成就させるという因果関係が、この時期の貴族社会において一般的に受け入れられた明証であるとする(衣川注17論文)。

(19) 渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(第一書房、一九七三年)。

以下の注釈に『天台座主記』と統一「延昌」項。

(20) 『門葉記』卷一五四「勤行法二」大法結願事。

(21) 『天台座主記』「良源」項。

(22) 速水注7著書、七二頁。また、先行研究でよく指摘されるように、尋禪の父藤原師輔と師良源との間柄で、尋禪はその出自ゆえ優遇され、異例の出世を遂げた。それは、世俗社会の出自と関係なく、僧侶の蔭次と能力に従い昇進するはずの寺院社会の変貌を意味する。さらに、尋禪以降、王家や撰関家の子弟などが有力寺院への入寺する例は徐々に増加し、十一世紀末に親王も加わり、十二世紀になると寺院社会の身分秩序は世俗社会の如き様相を呈示する(上島享ほか編『日本宗教史1 日本宗教史を問い直す』吉川弘文館、二〇二〇年、九〇頁)。

(23) また、撰関のために修された台密の他の護国修法の事例も確認できる。例えば、延久二年(一〇七〇)六月十二日、関白藤原頼通は長宴に宇治平等院で安鎮法を修させた(『阿婆縛抄』「安鎮法日記集」)。これをふまえると、撰関期には大法修法は撰関のために実施されることもあった。

(24) 『小右記』(『大日本古記録』所収、一九五九年) 永延二年八月七日条。

(25) 『小右記』永祚元年十八日条。

(26) 速水注7著書、七三頁。

(27) 倉本一宏「撰関期の政權構造」『撰関政治と王朝貴族』吉川弘文館、二〇〇〇年。

(28) 『春記』(増補史料大成刊行会編、臨川書店、一九八九年) 長久元年正月十九日条。

(29) たとえば、延応元年(一二三九)六月十三日に、權勢を極めた禅閣である九条道家の不予のため、慈賢が大阿闍梨として大成院で大熾盛光法を勤修した際、仏舍利塔が安置されており、しかも御衣加持が共に行われた(『青蓮院門跡吉水藏聖教』第七十一箇九号「熾盛光法道場図」(1)「延応元年熾盛光法道場図」(室町時代中期写))。しかし、この時期における大成院以外の実施場所で行われた大熾盛光法は、このような形態を呈示しなかった。

(30) 『門葉記』卷一五四「勤行法二」常途勤行御修法等事。

(31) 速水注10著書、一〇四頁。

(32) 速水注10著書、一〇六頁。

(33) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。長宴が描いた当時の勤修道場図も載せられている。なお、「熾盛光法日記集」については、松本公一氏は、貴重な内容をもつものと評価した(『阿婆縛抄』所収修法記録小考)、『文化学年報』六十五。二〇一六)。

(34) 『青蓮院門跡吉水藏聖教』第六十一箇二号「附法事」(大永七年(一二二七)写、卷子本)に、三昧阿闍梨良祐が受けた谷流の法脈を伝えている。台密の事相面での巨匠であり谷流の開祖である

- 皇慶門下の嫡弟において、長宴・安慶が先頭に立つ。長宴は大原北谷定林房を房としたので「北師」と呼ばれ、安慶は東塔井房で居したので「南師」と呼ばれた。三昧阿闍梨良祐が長宴・安慶の両説を継承したことで、谷流の正統継承者という地位を得た。なお、青蓮院寺誌『華頂要略』巻第二所収の「台家真言血脈相承次第」によれば、皇慶は付法弟子として長宴、安慶、院尊、頼昭を定めたことが記載される。後に安慶が継承者とされたが（皇慶が示寂する前年に安慶に付嘱状を与え、顕密の法文・聖教・道具を附した）、安慶が早世したので、長宴が安慶から伝授された聖教を披見したという。また、吉水藏には、長宴が書写、あるいは伝授をうけた修法関連の聖教が多く存在する。第七十二箇に鎌倉前期書写の「熾盛光口訣」一巻があり、内題に「長久五年九月十三日於丹州／池上御房賜新撰熾盛光私記／長宴」と記しており、長宴が皇慶から熾盛光の口訣を受けたことを伝えている。ただし、皇慶による熾盛光法勤修の史料は確認できない。
- (35) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。道場図から、勤修の時に聖天壇と十二天壇が設置されなかったことがわかる。
- (36) 『天台座主記』「仁覚」項。
- (37) 『中右記』（『増補史料大成』所収、臨川書店、一九六五年）康和四年三月二十八日条。
- (38) 仁覚の修法事例は多く伝わっている。熾盛光法・五壇法・七仏薬師法・安鎮法及び堀河天皇・郁芳門院の病氣平癒祈願などを行い、様々な修法を通じて王家・摂関家と密接な関係を構築した。
- (39) 『元亨四年具注曆裏書』康和二年正月十八日条（『大日本史料』第三編第五冊、六一〇頁）。

- (40) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。
- (41) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。
- (42) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。なお、行玄により行われた勤修の現行記は『青蓮院門跡吉水藏聖教』第七十箇十号「熾盛光代現行記」（鎌倉時代中期写）により伝えられている。同聖教は、青蓮院関連僧侶の勤修現行記であり、『門葉記』巻一「熾盛光法一」にも同じ記事がある。恐らく前者は後者の典拠か。なお、『門葉記』巻一は行玄が執行した熾盛光法の記録である。このような構成について、先行研究では、青蓮院流にとって熾盛光法が重要な修法であるために、『門葉記』の修法記の筆頭に行玄を置き、修法記録が熾盛光法から始められたことが明らかにされている。伊藤瑞恵・藤井恵介・藤原重雄「『門葉記』所収指図研究―尊円入道自筆本の調査を通じて」（『住宅総合研究財団研究論文集』三一、二〇〇五年）参照。
- (43) なお、上島享氏は、院政期までには中世前期の国家の顕教法会と密教修法の体系化が確立したことを明らかにした（『中世国家と仏教』『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出「中世前期の国家と仏教」（『日本史研究』三六〇号、一九九二年）を基に改稿）。よって、中世前期における国家と有力寺院との関係の史的特質を捉える上で、院政期における聖俗社会の接点である修法の体系化の過程は見落すことはできず、台密・東密の祈祷活動についてそれぞれ深く分析する必要がある。
- (44) 永井注3論文。
- (45) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。勤修道場は記されていない。
- (46) 『覚禪抄』（『大日本仏教全書』第四五〜五一巻、一九二二年）

「後七日」。

(47) 『殿暦』（『大日本古記録』所収、一九八四年）永久二年正月十三日条。

(48) 『中右記』永久二年正月十四日条。

(49) 湯浅吉美「中世びとの月蝕観」、『玉葉』と『吾妻鏡』の記事から見て、『埼玉学園大学紀要・人間学部篇』第十卷、二〇一〇年。

(50) 『天台座主記』「仁豪」項。

(51) 衣川氏の指摘のように、十二世紀は、門跡という特定の院家・房舎を拠点として特定の宗教哲理・宗教機能・経済基盤を充実させ、師弟関係を軸にそれを相承していく集団の成立した時期である（『中世前期の延暦寺大衆』注1著書所収、初出一九九七年）。

明快は天台宗三門跡の一つである梨本門跡（今の京都三千院）の祖とされている。ただし、梨本門跡は成立最初から単一の流派であったのではなく、東塔南谷梨本を中心する明快・良真の流派と東坂下梶井に拠点を置く仁覚・仁実の流派という別系統の師弟集団であり、後に堀河天皇の皇子最雲が、仁豪・仁実の師事して山門最初の法親王となり、梨本流と梶井流を統合した（衣川仁「中世延暦寺の門跡と門徒」注1著書所収、初出二〇〇〇年）。

(52) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。

(53) 『中右記』嘉承元年五月十七日条。

(54) 『天台座主記』によると、天仁二年（一一〇九）賢暹が座主になったが、大衆の意向に背いたために翌年に辞せざるを得なかった。

(55) 衣川仁注17論文。

(56) 下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能―延暦寺の場合を中心に―

『学叢』二二、一九九九年、七二頁。

(57) 伊藤聡氏は、後三条天皇の護持僧成尊が撰述した『真言付法纂要抄』における天照大神・大日如来同体説の初見に注目して、院政期に入り密教の日本での隆盛の必要性を正当化するために、大日如来と天照大神とを結び付けて、日本を「大日本国」、すなわち「大日如来の本国」であるとす説が登場したことを明らかにした（伊藤氏「天照大神・大日如来同体説の形成」『中世天照大神信仰の研究』法蔵館、二〇一二年）。

(58) 『殿暦』天永二年九月十日条。

(59) この時点の院御所は大炊殿である。周知の如く、嘉承二年（一一〇七）七月に宗仁親王が即位して鳥羽天皇となり、国政の重要事項が白河院の院御所で審議され、本格的な院政が幕を上げる。

樋口健太郎氏は、居所としての院御所と撰関邸宅の在り方を軸に、白河・鳥羽院政期の王権の特質について分析した。氏は、鳥羽院祚以降の内裏と院御所・撰関邸宅とが近接したことに注目しており、院・撰関が天皇の後見に深くかわることで、政権の安定化を実現しようとしたことを明らかにした（樋口氏「居所からみた白河・鳥羽院政期の王権」『中世王権の形成と撰関家』吉川弘文館、二〇一八年、初出「居所からみた白河・鳥羽院政期の政権中枢」を原題とし、二〇一七年）。

(60) 『殿暦』天永二年九月十日条。

(61) 『殿暦』天永二年九月十四日条。

(62) 『中右記』天永二年九月二十二日条。

(63) 『殿暦』天永二年九月二十二日条によると、鳥羽天皇はこの日に高陽院に行幸したという。実際は天永三年五月十三日にかけて、



高陽院をもって里内裏とした。

- (64) 山崎誠『江都督納言願文集注解』塙書房、二〇一〇年、二一六頁。

- (65) 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版局、一九八七年、二二六頁。初出一九七一年。

- (66) 山崎注64著書、二一八頁。

- (67) 建茂は夏曆の九月を指す。「変見乾坤」というのは九日夜の土御門第の怪異のことと十四日の月蝕のことである。続いて「孟冬之候」とあるが、この年の孟冬十一月に匡房は没したため、孟秋の誤写である。

- (68) 下村氏は、「天変は他の災害に比べ、実害は小さいが、観測・解釈には高度な技術や知識が求められ、西洋天文学移入以前の中世でむしろ政治的の色濃い災異だったといえる」と述べている（『中世前期京都朝廷と天人相関説―日本中世「国家」試論』『史学雑誌』一二一（六）、二〇一二年）。

- (69) 『中右記』嘉保三年三月一日条。

- (70) 『中右記』嘉保三年三月九日条。

- (71) 『中右記』嘉保三年三月二十一日条。

- (72) 黒田日出男「こもる・つつむ・かくす」『日本の社会史』第八巻、岩波書店、一九八七年。

- (73) 速水注7著書、一〇七頁。

- (74) 興福寺本『僧綱補任』寛治六年。

- (75) 山下克明「宿曜道の形成と展開」注5著書、初出一九九〇年。

- (76) 速水注7著書、一〇七頁。

- (77) 篤子は後三条天皇の皇女で、しかも白河天皇の同母妹である。

栗山圭子氏は、篤子を分析素材にして初期の白河院政期の政治状況について考察した。同氏「篤子内親王論」（『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇七年）を参照。

- (78) 『中右記』寛治五年十月二十五日条。

- (79) 『後二条師通記』寛治七年二月二十二日条。

- (80) 栗山注77論文。

- (81) 堀河天皇が即位した後、白河上皇や摂関家が擁する堀河天皇と、村上源氏が支持する輔仁親王とが対立する政局となるが、永久元年（一一一三）に永久の変により、輔仁親王が閉門生活を送るに至り、村上源氏では俊房流の代わりに顕房・雅実流が主流となったのである（田島公「仁寛の伊豆配流と真言立川流」伊豆の国市観光・文化部文化振興課編・刊行『大仁町史』通史編一、二〇一四年）。

- (82) 『中右記』承德二年九月二十八日条。

- (83) 『中右記』嘉承二年閏十月十七日条裏書所引『金海九宮篇』。

- (84) 『中右記』嘉承二年閏十月二十四日条。

- (85) 『中右記』嘉承二年閏十月二十四日条。

- (86) 『阿婆縛抄』熾盛光法日記集。

- (87) 『天台座主記』「仁源」項によると、第四十代天台座主仁源は京極殿藤原師実の息子で、嘉承二年十二月に鳥羽天皇の護持僧になったという。『青蓮院門跡吉水藏聖教』第七十五宮第十八号「護持僧勘例」（南北朝文和元年写、尊円親王筆）に仁源は「堀川・鳥羽兩代護持」と記しており、すなわち仁源が常に天皇の身体を護持してきたのである。

- (88) 『阿婆縛抄』熾盛光法日記集。

(89) 衣川仁「終章」、注1著書。

(90) ただし、国立天文台の天文史料によると、実際にはこの日に日蝕は西国の地域で見られた。

(91) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。

(92) 『中右記』嘉承二年十一月一日条。

(93) 『殿暦』嘉承二年十一月一日条。

(94) 『阿婆縛抄』「熾盛光法日記集」。

(95) 『阿婆縛抄』「熾盛光法」。関連する記事として一例を掲げると、例えば『青蓮院門跡吉水藏聖教』第七十箇九号「熾盛光」に、久安二年（一一四六）十二月十六日より行い始めた勤修の注進記録があり、「金輪聖王御息災」と述べている。

(96) 齋木涼子「後七日御修法と「玉体安穩」——十一・十二世紀における展開」『南都仏教』九〇、二〇〇七年。

(97) 齋木注96論文。氏は、十一世紀以降になって「玉体安穩」が後七日御修法の役割として明確に打ち出されるようになり、十二世紀に入り院政期に顕著な密教重視・如意宝珠信仰などの要素と相俟って、院や貴族から大きな関心を寄せられてきたことを明らかにした。推測の域であるが、恐らく台密側はこのような影響を受けて同じく「玉体安穩」の勤修目的を打ち出して、「金輪聖王」  
|| 天皇の護持の役割を重視するようになったのであろうか。

(98) 『殿暦』天永元年五月二十八日条。

(99) 『青蓮院門跡吉水藏聖教』第七十箇十号「熾盛光法現行記」  
〔門葉記〕卷一に同じ記録が所収。特に久安元年（一一四六）

七月に出現した彗星を契機に新制が打ち出されており、稲葉伸道氏は新制の契機を検討して、新制が天変地異などを契機とする徳

政の一環であると指摘した（稲葉伸道「新制の研究」『史学雑誌』九六（一）、一九八七年）。行玄は京極摂政藤原師実の息子で、天台三門跡の一つの青蓮院初代門跡である。下坂氏が指摘したように、中世の青蓮院・妙法院・梶井門跡の三門跡を始めとする門跡の門主を天台座主に補任したのが朝廷であったという事実は、門跡が朝廷と延暦寺を結び付ける要に位置していたことを意味する（下坂注54論文を参照）。

〔付記〕本論文の執筆にあたり、寺院聖教類史料の調査について田島公先生ならびに藤原重雄先生にご教示及びご高配を賜りましたこと、末筆ながら心より感謝申し上げます。

「訂正」

- 32 頁上段 21 行目 「当時の修法の政治性と世俗性が窺われる」―「当時の修法の政治的意味がわかる」
- 33 頁下段 13 行目 「彰子」↓「璋子」
- 35 頁上段 2 行目 「兼証<sub>レ</sub>義者」↓「兼<sub>二</sub>証義者<sub>一</sub>」
- 注 53 の追加…この時、賢暹は証義者として召されていたが、所労により不参であった。
- 53 頁下段 12 行目 「御齋文」↓「御祭文」
- 36 頁下段 7 行目 「及<sub>二</sub>申<sub>二</sub>点<sub>一</sub>、初蝕<sub>二</sub>十一分者<sub>一</sub>」↓「及<sub>二</sub>申<sub>二</sub>点<sub>一</sub>初蝕、十一分者」。
- 35 頁下段 『江都督納言願文集』の引用部分…
- 6 行目 「是以排<sub>レ</sub>壇所於禁中」↓「是以排<sub>レ</sub>壇<sub>一</sub>場於禁中」
- 8 行目 「供<sub>二</sub>養恭敬<sub>一</sub>」 「尊<sub>二</sub>重讚<sub>一</sub>歟」↓「供養恭敬」 「尊重讚歎」
- 10 行目 「拂<sub>二</sub>十二楼之朝<sub>一</sub>」↓「拂<sub>二</sub>十二楼之朝<sub>一</sub>」
- 11 行目 「伝宝歴<sub>二</sub>於万期<sub>一</sub>」↓「伝<sub>二</sub>宝曆<sub>二</sub>於万期<sub>一</sub>」
- 12 行目 「逆浪無<sub>レ</sub>起」↓「逆浪無<sub>レ</sub>起」